

介護職員の処遇改善に関する事務負担の軽減・簡素化及び介護報酬の見直しを求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護を必要とする高齢者が増加する一方、介護の現場で働く人材の確保が課題となっている。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定した。さらに、政府の令和4年度予算編成過程において、当該措置が終了する本年10月以降についても、臨時の介護報酬改定を行い同様の措置を講ずることが決定された。

しかし、介護報酬改定において新たな加算を創設すると、現行の「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」と併せて加算が乱立することとなり、制度の複雑化が懸念される。

よって、政府においては、今般の介護職員の処遇改善に関して、事業所等の事務負担の軽減・簡素化や介護報酬の事業所ごとのより柔軟な運用を認めることで、地域の介護サービスを持続可能なものとするため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 本年10月以降の臨時の介護報酬改定における、介護職員の処遇改善のための措置については、現行の加算との統合を検討するなど、事業所等の事務負担の軽減・簡素化に最大限努めること。
- 2 現行の処遇改善の対象となっていないサービス種類・職種についても加算対象とし、加算金を事業所の実情に応じて、より弾力的に配分できるようにすること。
- 3 原則3年ごとに行う介護報酬改定においては、現行の加算との整合性を踏まえた上で、各事業所の介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費に応じて給付額を算定する方式に変更するなど、介護報酬全体の事務負担の軽減・簡素化と、事業所が必要な人材を確保するための制度の刷新について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣
（提出者）全議員